



郡部地域にお住いの70歳以上の皆様へ

# ハイヤー利用料金助成事業 のご案内

郡部地域にお住いの高齢者の通院や買い物等を支援するために、外出時の負担が高額となるハイヤー利用料金の一部を助成します。

## 1. 助成の対象者

次の全ての項目に当てはまる方が対象となります。

- 70歳以上の方
- 次の区域に住所がある方

日の出、峰浜、朱円、朱円東・西、越川、以久科北・南、富士、豊里、三井、来運、中斜里、川上、大栄、美咲、港西町、西町、豊倉

- 自動車の運転免許証をお持ちでない方（通年用助成申請の方のみ※）

※冬期間（12月～3月）は、交通事故防止の観点から運転免許証をお持ちの方に対しても利用助成を行うこととしています。

## 2. 助成の内容

### (1) 助成額

助成券により、自宅から斜里市街地までのハイヤーの利用1回（片道）につき、**初乗り料金610円を自己負担頂き、残額について助成**します。ただし、助成額の上限は3,000円（峰浜・豊里は4,000円、日の出は5,000円）です。

		本人負担	助成額
例1	ハイヤー料金が1,500円の場合	610円	890円
例2	ハイヤー料金が3,610円の場合	610円	3,000円
例3	ハイヤー料金が4,000円の場合	1,000円	3,000円

### (2) 助成券の交付枚数

①	通年用	申し込み月から数えて、6回/月の枚数の助成券を交付します。
②	冬期用	申し込み月から数えて、4回/月の枚数の助成券を交付します。

### (3) 助成券の利用期間・使用時間

- ・利用期間 【通年用】4月～3月 【冬期用】12月～3月
- ・使用時間 ハイヤー営業開始時間から18:00（乗車時の時間）まで

### (4) 利用方法

- ①事前に下記の事務局へ、助成券交付の申請をして下さい。
- ②交付された助成券は、再発行が出来ませんので、大切に保管して下さい。
- ③降車の時に、助成券に現金（本人負担額）を添えて、運転手にお渡し下さい。

### (5) 注意事項

- ①助成券は、町内で営業しているハイヤー事業者のみで使用できます。
- ②「福祉ハイヤー」との併用はできません。

【問合せ先】 斜里町地域公共交通活性化協議会（事務局：斜里町役場 住民活動係 庁舎1階1番）  
電話：26-8312（直通） / 8:45～17:30（土・日・祝日除く）